

島教保第362号
令和4年3月16日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(保健体育課)
(社会教育課)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う部活動の制限について（通知）

現在、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が高止まり傾向にあり、特に、学校及び児童福祉施設におけるクラスターの発生も増加しており、この年齢層の感染が収まらない状況にあります。また、春休みに入ると教職員の人事異動による県内移動を含め、社会全体の人流が活発になることから、年度末にかけて感染拡大のリスクが今以上に高まることが予想されます。

これらのことから、年度末における感染拡大を抑え、新年度の学校行事や事務にできるだけ支障が生じないようにするため、知事の要請により、春休みの一定期間、県内県立学校の部活動の制限を強化することを決定しましたので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 制限強化期間 3月25日（金）から3月31日（木）まで（7日間）

2 制限強化の内容 部活動の原則停止

3 特例とする扱い

(1) 大会・演奏会（以下「大会等」という。）への参加は、公式大会等（高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、学校長が認めるもののみ可とする。

特に、県外のまん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、

- ① 主催者及び開催地の自治体が発する感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
- ② 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
- ③ 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
- ④ 帰県後、一定期間（14日程度）の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。

(2) 4月10日（日）までの間に、校長が認める公式大会（上記）に出場するチーム・個人に限り、大会に向けた通常の活動及び練習試合等の実施を可能とする。なお、実施にあたっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面（前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等）での他者（指導者含む）との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426
社会教育課 佐草 TEL0852-22-5427

島教保第362号
令和4年3月16日

各市町村長様

各市町村教育委員会教育長様

島根県知事 丸山達也

島根県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う部活動の制限について（依頼）

現在、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が高止まり傾向にあり、特に、学校及び児童福祉施設におけるクラスターの発生も増加しており、この年齢層の感染が収まらない状況にあります。また、春休みに入ると教職員の人事異動による県内移動を含め、社会全体の人流が活発になることから、年度末にかけて感染拡大のリスクが今以上に高まることが予想されます。

これらのことから、年度末における感染拡大を抑え、新年度の学校行事や事務にできるだけ支障が生じないようにするため、県立学校においては下記のとおり、春休みの一定期間、部活動の制限を強化することとしました。

つきましては、各市町村立学校においても、最近の学校関係者の感染状況を踏まえてご検討いただきますようお願いいたします。

併せて、スポーツ少年団等の小中学生を対象とした活動に対する呼びかけもご検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 制限強化期間 3月25日（金）から3月31日（木）まで（7日間）
- 2 制限強化の内容 部活動の原則停止
- 3 特例とする扱い
 - (1) 大会・演奏会（以下「大会等」という。）への参加は、公式大会等（高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、学校長が認めるもののみ可とする。

特に、県外のまん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、

 - ① 主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
 - ② 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
 - ③ 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
 - ④ 帰県後、一定期間（14日程度）の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
 - (2) 4月10日（日）までの間に、校長が認める公式大会（上記）に出場するチーム・個人に限り、大会に向けた通常の活動及び練習試合等の実施を可能とする。なお、実施にあたっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面（前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等）での他者（指導者含む）との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。

【問い合わせ】

環境生活部スポーツ振興課	光明	TEL0852-22-6439
教育庁保健体育課	小倉	TEL0852-22-5426
教育庁社会教育課	佐草	TEL0852-22-5427

島教保第362号
令和4年3月16日

島根県スポーツ少年団本部長 様

島根県知事 丸山 達也
島根県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動の制限について（依頼）

現在、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が高止まり傾向にあり、特に、学校及び児童福祉施設におけるクラスターの発生も増加しており、この年齢層の感染が収まらない状況にあります。また、春休みに入ると教職員の人事異動による県内移動を含め、社会全体の人流が活発になることから、年度末にかけて感染拡大のリスクが今以上に高まることが予想されます。

これらのことから、年度末における感染拡大を抑え、新年度の学校行事や事務にできるだけ支障が生じないようにするため、県立学校においては下記のとおり、春休みの一定期間、部活動の制限を強化することとしました。

つきましては、県内スポーツ少年団の活動においても、最近の各地域の感染状況を踏まえてご検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 制限強化期間 3月25日（金）から3月31日（木）まで（7日間）
- 2 制限強化の内容 部活動の原則停止
- 3 特例とする扱い
 - (1) 大会・演奏会（以下「大会等」という。）への参加は、公式大会等（高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、学校長が認めるもののみ可とする。

特に、県外のまん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、

 - ① 主催者及び開催地の自治体を示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
 - ② 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
 - ③ 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
 - ④ 帰県後、一定期間（14日程度）の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
 - (2) 4月10日（日）までの間に、校長が認める公式大会（上記）に出場するチーム・個人に限り、大会に向けた通常の活動及び練習試合等の実施を可能とする。なお、実施にあたっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面（前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等）での他者（指導者含む）との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。

【担当】

教育庁保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426